

別紙 1

国自技第 307 号

平成 22 年 3 月 31 日

東急車輛製造株式会社

取締役社長 金田 一朗 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部長

改造自動車届出の確実な履行について

今般、貴社が製造した自動車について、リーフ・スプリングの改造及びフレームの改造を行ったにもかかわらず、自動車検査独立行政法人審査事務規程に基づく改造自動車届出をせずに新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けた自動車が多数存在することが判明した。

このうち、リーフ・スプリングについては、市場不具合情報の調査過程において発見されたものであり、市場措置が必要としてリコール届出がなされていることから、貴社におかれては、該当車両の使用者に対し、リーフ・スプリングをリコール対策品に交換する必要があること及び管轄する運輸支局等で車両重量の測定を行い安全上の問題が生じないか確認を行う必要があることを連絡されたい。

本事案は、道路運送車両法に基づく新規検査を社内体制の不備により不適切に受検した事案であり、自動車検査制度の信頼性を低下させるものであるとともに、平成 20 年 12 月に発覚した福祉車両のリーフ・スプリング改造の未届出問題の際、各社に同種事案の調査を行ったにも関わらず報告がなされなかった事案であることから、誠に遺憾であり、ここに嚴重に注意する。

また、前回の報告の際に今回の事案が含まれていない理由並びに同種事案が再び発生することのないよう原因究明を行い再発防止策を作成するとともに、過去 3 年間における同種事案の有無について再度調査のうえ平成 22 年 4 月 21 日までに、また、該当車両の運輸支局等での車両確認の状況について四半期毎にそれぞれ報告されたい。